

第13期第1回東京地方労働審議会労働災害防止部会 議事録

日 時 令和8年3月11日（水）

午前9時57分～午前11時19分

監督課長 皆様、おはようございます。定刻より少し早いですけれども、皆様お集まりですので、ただいまより第13期第1回東京地方労働審議会労働災害部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は本部会の事務局を担当しております、東京労働局労働基準部監督課の神子沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は委員改選後、初めての部会となりますため、部会長が選出されるまでの間、事務局にて進行役を務めさせていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは、まず本日の配付資料について確認をさせていただきます。

本日の資料は、配付資料一覧のとおり、資料1から資料3、それから参考資料4点を配付しております。資料2につきましては、事前にお配りをしていましたものから、時点の修正など一部変更がございます。資料が不足している方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、御出席の委員の皆様を御紹介いたします。資料1として、委員名簿を配付しておりますので、御参照いただければと思います。

初めに、公益代表委員です。坂爪洋美委員です。

坂爪委員 よろしくお願ひします。

監督課長 藤波美帆委員です。

藤波委員 よろしくお願ひいたします。

監督課長 次に、労働者代表委員です。金子富紀委員です。

金子委員 金子です。よろしくお願ひします。

監督課長 砂川恵委員です。

砂川委員 よろしくお願ひします。

監督課長 福岡亜矢子委員です。

福岡委員 よろしくお願ひいたします。

監督課長 次に、使用者代表委員です。佐藤弘太委員です。

佐藤委員 よろしくお願ひいたします。

監督課長 根本勝則委員です。

根本委員 よろしくお願ひをいたします。

監督課長 本日は、公益代表委員の丹羽委員、使用者代表委員の細谷委員から欠席
される旨の御連絡をいただいております。

事務局につきましては、時間の関係上、紹介はお配りしております座席
表に代えさせていただきます。

本部会の定足数につきましては、公益代表委員2名、労働者代表委員3
名、使用者代表委員2名、計7名の委員に御出席をいただいております。
これは地方労働審議会令第8条第1項に定める定足数を満たしており、本
部会が有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります。初めに、東京労働局労働基準部長の川又よ
り御挨拶を申し上げます。

労働基準部長 皆さん、改めまして、おはようございます。労働基準部長の川又です。
本日はよろしくお願ひいたします。

本日は、年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがと
うございます。また、我々労働行政につきましては、御理解、御協力いた
だいていることに、まずもって感謝を申し上げたいと思っております。

本部会につきましては、労働災害の防止に係る施策に関しまして、御意
見を頂く必要があるときに設置されているものでございます。御存じのと
おり、労働災害防止計画につきましては、5年ごとに策定しているもので
して、現在第14次の労働災害防止計画に基づきまして、推進しているところ
でございます。

これにつきましては、今年度が3年目で、いわゆる中間期になっている
ところでございます。いろいろな会議等で労働災害の発生状況につきまし
ては、数字等を御覧になっていると思います。東京労働局におきましては、

死亡災害につきましては、令和6年には30人台で収まりまして、本年におきましても、令和6年に比べますと、死亡災害が増えている状況ですが、何とか30人台に収まると思っております。一方で、休業4日以上之死傷災害につきましては、1万人台でずっと推移しておりまして、なかなか減らない状況がここ数年ぐらい続いていると思っております。

我々も労働災害、死亡災害、休業災害につきまして、発生させてはならないという姿勢で頑張っておりますので、この場でもいろいろ御議論いただきながら、いろんな対策を進めていければと思っております。

また、そういった状況も踏まえまして、改正労働安全衛生法等が本年4月1日を中心に順次施行され、例えば、高年齢労働者の特性に配慮した職場環境の改善等が事業者の努力義務となります。こうした改正内容につきましても、周知や履行確保にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

労働災害につきましては、特に死亡災害、貴い命がなくなることは、我々にとっても非常に残念なことでございます。何とか死亡災害ゼロという言葉はなかなか難しいとは思いますが、それに向けて推進していただければと思っております。

本日は、各詳細に分析したものを各担当から説明させていただきますので、いろいろ御意見等いただければと思っております。

本日は、皆様方の忌憚のない御意見を頂けると幸いです。よろしくお願いいたします。

監督課長

続きまして、部会長の選出です。部会長は、地方労働審議会令第6条第4項の規定によりまして、公益を代表する委員のうちから、本部会の委員が選挙する旨が定められております。どなたか御意見はございますでしょうか。

藤波委員、お願いします。

藤波委員

私のほうから僭越ですけれども、当分野に非常に造詣も深くていらっしゃる坂爪委員に引き続きお願いするのが、よろしいのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

監督課長

ありがとうございます。ただいま藤波委員から坂爪委員を部会長にとい

う御意見をいただきましたが、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

(「異議なし」の回答)

ありがとうございます。委員の皆様にご賛同いただけたものと思いますので、坂爪委員に部会長に御就任いただくこととしまして、以後の進行につきましては、東京地方労働審議会運営規程第7条により準用された第4条に基づきまして、坂爪部会長をお願いをしたいと思います。坂爪部会長、よろしくお願いいたします。

坂爪部会長 それでは皆様、改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速進行のほうに入らせていただきます。

初めに、地方労働審議会令第6条第6項において、私から部会長代理を指名させていただくことになっております。部会長代理につきましては、藤波委員をお願いしたいと存じます。藤波委員、どうぞよろしくお願いいたします。

藤波委員 よろしくお願いいたします。

坂爪部会長 次に、東京地方労働審議会運営規程第5条に基づき、会議は原則として公開するとありますので、本部会につきましても、公開とさせていただきます。また、本部会の議事録についても公開することとなりますので、御了承をよろしくお願いいたします。

部会終了後に、議事録の御確認の依頼が事務局からありますので、こちらについても御対応をよろしくお願いいたします。

続きまして、第14次東京労働局労働災害防止計画の進捗状況等について、事務局から説明をお願いいたします。

安全課長 東京労働局安全課長の三浦です。

皆様におかれましては、日頃から労働安全衛生行政の推進に御理解、御協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

私からは、資料2－1の第14次東京労働局労働災害防止計画の推進状況につきまして、着座で説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、2ページ目を御覧いただきたいと思います。全産業におけます労

働災害発生状況の推移になります。

全産業におけます労働災害による死亡者数は、平成の初期から比べまして、長期的に減少傾向にあります。令和5年には、前年比で9名減少、令和6年には前年比で14名減少、令和7年には、令和8年の2月末時点の速報値になりますところ、2名の増加となっています。

また、全産業におけます労働災害による休業4日以上之死傷者数につきましては、長期的には減少傾向がありますが、短期的には増加傾向にあります。令和5年には、前年比で5.5%増加、令和6年には前年比で0.1%増加、令和7年には速報値で3.0%減少となっています。

続きまして、3ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらは第14次東京労働局労働災害防止計画の概要になります。計画期間は、2023年度から2027年度までの5か年となっています。

重点業種としましては、死亡災害に関しましては、建設業、陸上貨物運送事業、製造業、ビルメンテナンス業とされていまして、休業4日以上之死傷災害につきましては、それらの4業種に加えまして、小売業、社会福祉施設、飲食店とされています。

その上で、アウトプット指標につきましては、高年齢労働者への労働災害防止対策としまして、記載の3つが指標として定められています。

業種別の労働災害防止対策としまして、記載の3つの指標が設定されています。その上で、それらを達成した際に見込まれるアウトカム指標としまして、高年齢労働者への労働災害防止対策に関しましては、記載の3つの指標、また、業種別の労働災害防止対策につきましては、記載の3つの指標が設定されています。

さらに、その上で、これらのアウトカム指標を達成した場合に、掲げています第14次東京労働局労働災害防止計画の目標としましては、死亡災害につきましては、令和4年と比較して、令和9年までに5%以上減少、また、休業4日以上之死傷者数につきましても、令和4年と比較して、令和9年までに5%以上減少としています。

続きまして、4ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらがアウトプット指標の達成状況になります。

1つ目の転倒対策、ハード・ソフトからの両面に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上といった指標を設定していますところ、各年度に年末年始SafeWork強調期間を設定していき、その中で自主点検を行っていますところ、その自主点検結果を集計したところによりますと、令和5年、令和6年、令和7年と徐々に変動し上がってきていますが、設定した値には到達していない状況になっています。

2つ目の小売業、社会福祉施設の事業場における正社員以外の労働者に対する安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上としています指標につきましては、令和5年、令和6年、令和7年度全てで指標を上回っている状況にあります。

3つ目の高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上としています指標につきましては、令和5年度、令和6年度、令和7年度の中で徐々に増加傾向にあります、設定した値には達していない状況になっています。

また、業種別の労働災害防止対策に関する指標につきましては、4つ目の墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とするといった指標につきましては、令和5年度、令和6年度、令和7年度におきまして、設定した値を上回っている状況になっています。

次に、5つ目の陸上貨物運送事業における荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場の割合を2027年までに45%以上とするといった指標につきましては、令和5年度、令和7年度におきましては、設定した値を上回っている状況になっています。

最後に、6つ目の機械によるはさまれ・巻き込まれ防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とするといった指標につきましては、令和5年度、令和6年度、令和7年度いずれの年度におきましても、設定した値を上回っている状況になっています。

続きまして、5ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらはアウトカム指標の達成状況になります。

1つ目の転倒災害による休業4日以上の死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させるといった指標につきましては、令和4年、令和5年、令和6年、令和7年の速報値、いずれにおきましても設定値を上回っている状況になっています。

次に、2つ目の転倒災害による平均休業見込み日数を2027年までに40日以下とするといった目標に関しましては、令和4年、令和5年、令和6年、令和7年におきまして、変動は多少ありますところ、いずれの年でも上回っている状況になっています。

次に、3つ目の60歳代以上の休業4日以上の死傷者数を2022年と比較して、2027年までに減少させるといった指標につきましては、令和5年から令和7年のいずれの年におきましても、設定した値を上回っている状況になります。

次に、建設業における死亡者数を2022年と比較して、2027年までに15%以上減少させるといった指標につきましては、令和5年から令和7年いずれの年におきましても指標を下回っている状況になっています。

次に、5つ目の陸上貨物運送事業における休業4日以上の死傷者数を2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させるといった指標につきましては、令和5年から令和7年、いずれの年におきましても、指標を上回っている状況となっています。

最後に、6つ目の製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの休業4日以上の死傷者数を2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させるといった指標につきましては、令和6年におきましては設定値を下回っている状況にありますが、令和5年におきましては設定した値を上回っている状況になっています。

続きまして、目標の達成状況に関しましては、死亡災害につきましては、令和4年から減少していまして、設定した目標値を令和5年から令和7年、全ての年で達成できる見込みとなっています。

一方で、休業4日以上の死傷者数につきましては、設定した目標値を上回って推移している状況になっています。

続きまして、6ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらは第14

次東京労働局労働災害防止計画期間中の主な取組になります。時間の関係もありますので、主な箇所についてのみ説明させていただきたいと思えます。

1つ目の建設業に關しましては、上から7つ目、下から3つ目のところになります、令和5年9月にありました八重洲の鉄骨の落下によりまして5名の死亡災害を受けまして、鉄骨建方作業の計画段階、実施段階における安全の確保について、建設工事における鉄骨建方作業の落下防止等自主点検表での総点検を、都内の大手建設事業者及び公共発注機関に要請しています。

また、上から8つ目、下から2つ目にありますとおり、令和7年7月時点におきましては、建設業におきまして、墜落・転落による死亡災害が増加した状況がありましたので、建設業の死亡災害増加に係る労働基準部長名の緊急要請を建設業労働災害防止協会東京支部長宛て発出しまして、建設業労働災害防止協会東京支部副支部長に手交しています。

さらに、下から1つ目になります。令和7年11月、12月におきましては、土砂等の倒壊・崩壊によりまして、複数の方々がお亡くなりになられた状況を受けまして、年末年始強調期間の取組事項につきまして、労働基準部長名で建設業労働災害防止協会東京支部長宛て再通知しまして、専務理事に通知文を手交しています。

このほかに、熱中症予防対策としまして、STOP！熱中症クールワークキャンペーン期間における労働基準部長による熱中症予防対策パトロール、それから熱中症予防対策会議を開催しまして、建設業、警備業等関係団体に対しまして、熱中症予防対策に係る改正労働安全衛生規則の徹底を呼び掛けています。

続きまして、7ページ目を御覧いただきたいと思えます。陸上貨物運送事業に対しましては、令和6年になりますところ、労働基準部長による陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会との合同での東京都内物流施設への安全パトロールを行っています。

続きまして、ビルメンテナンス業に対しましては、令和6年6月時点での転倒による労働災害の増加を受けまして、転倒防止の徹底につきまして、

東京ビルメンテナンス協会、東京ガラス外装クリーニング協会宛て東京労働局長名で要請し、労働基準部長から手交しています。

続きまして、小売業、飲食店に対しましては、TOKYO小売業SAFE協議会におきまして、高年齢労働者の転倒防止のための体力測定、健康プログラムの実施状況の視察、体験を行っています。

次に、介護施設、社会福祉施設に対しましては、TOKYO介護施設SAFE協議会におきまして、ノーリフトケア関連福祉用具の取組状況を視察、実演を行っています。

これらの他に、エイジフレンドリーガイドライン、エイジフレンドリー補助金、令和7年改正労働安全衛生法の周知、それから特設サイトページ「ヘルシーボディーを目指しましょう!」「カインドコミュニケーションを心掛けましょう!」を開設しています。

また、令和5年7月時点の警備業の車両誘導中の死亡者数の増加を受けまして、労働災害防止の徹底につきまして、東京都警備業協会宛て労働基準部長名で要請を行っています。

続きまして、8ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらからは重点業種の労働災害を分析した資料になります。

令和7年におきましては、建設業の死亡者数のうち、墜落・転落が44%で、令和6年には墜落・転落は1件でしたけれども、令和5年では死亡者数の17人のうち、墜落・転落が35%を占めるなど、死亡災害の中で墜落・転落が占める割合は多くなっています。

次に、休業4日以上之死傷者数につきましては、左側の事故の型別のグラフにありますとおり、墜落・転落、転倒、はさまれ・巻き込まれの順に多くなっています。

特に墜落・転落の起因物に関しましては、はしごが最も多く、3分の1などとなっています。また、年齢帯別では、50歳、60歳以上の方々が多くなっています。

続きまして、転倒に関しましては、起因物は通路、作業床、歩み板などが多くなっています、年齢帯別では50歳代以上が多くなっています。

続きまして、9ページ目を御覧いただきたいと思います。3番目に多い

はさまれ・巻き込まれの起因物の中では、金属材料が最も多く、掘削用機械、トラックなども多くあります。年齢帯別では、20代、30代の方も比較的多く、特に経験期間帯別では、3年未満の方が多く状況になっています。

続きまして、10ページ目を御覧いただきたいと思います。陸上貨物運送事業におけます労働災害発生状況になります。令和5年から令和7年の陸上貨物運送事業の死亡者数のうち、墜落・転落が57%を占めている状況にあります。また、休業4日以上之死傷者数につきまして、事故の型別では、動作の反動・無理な動作、次いで墜落・転落、転倒となっています。動作の反動・無理な動作の起因物としましては、荷姿のものが最も多く、次いで起因物なしが多くなっています。年齢帯別では、50歳以上の方が多くなっています。

続きまして、墜落・転落の起因物別に関しましては、トラックが最も多く、次いで階段などとなっています。次に、年齢帯別では、50歳代以上が多くなっています。

続きまして、11ページ目を御覧いただきたいと思います。3番目に多い転倒に関しましては、起因物別では、通路が最も多くなっています。また、年齢帯別では50歳代以上の方が多くなっています。

続きまして、12ページ目を御覧ください。製造業の労働災害発生状況になります。令和5年から令和7年の製造業の死亡者数のうち、機械によるはさまれ・巻き込まれは66.7%を占めている状況にあります。また、休業4日以上之死傷者数では転倒が最も多く、次いで、はさまれ・巻き込まれ、動作の反動・無理な動作となっています。

最も多い転倒に関しましては、起因物別では、通路が最も多く、次いでその他の用具、人力運搬機などとなっています。年齢帯別では、50歳代以上が最も多くなっています。

次に、はさまれ・巻き込まれの起因物に関しましては、プレス機械、その他の一般動力機械等となっておりまして、年齢帯別では、50歳代以上が多くなっています。経験期間帯別では、3年未満の方々が半数を占めている状況にあります。

続きまして、13ページ目を御覧いただきたいと思います。3番目に多い

動作の反動・無理な動作に関しましては、荷姿のものが最も多くなっています。次に、年齢帯別では、50歳代以上が多くなっています。経験期間帯別では、経験期間3年未満の方が多くなっています。

続きまして、14ページ目を御覧いただきたいと思います。令和5年から令和7年のビルメンテナンス業におけます死亡者数のうち、墜落・転落が66.7%を占めています。また、休業4日以上之死傷者数では、転倒が最も多く、次いで動作の反動・無理な動作、墜落・転落となっています。転倒の起因物別としましては、通路が最も多く、次いで作業床、歩み板となっています。年齢帯別では、60歳以上が8割程度を占めている状況にあります。

次に、動作の反動・無理な動作の起因物別では、起因物なしが3分の1を占めていて、年齢帯別では、50歳代以上が多くを占めている状況にあります。

続きまして、15ページ目を御覧いただきたいと思います。3番目に多い墜落・転落のうち、起因物別では、階段、栈橋が最も多くなっています。年齢帯別では、60歳代以上が多くなっています。経験期間帯別では、3年未満が比較的多い状況にあります。

続きまして、16ページ目を御覧いただきたいと思います。小売業におけます休業4日以上之死傷者数につきましては、転倒が最も多く、次いで動作の反動・無理な動作、墜落・転落となっています。転倒の起因物別では、通路が最も多く、年齢帯別では、50歳代以上が多くなっています。次に、動作の反動・無理な動作の起因物別では、荷姿のものが最も多く、次いで起因物なしが多くなっています。年齢帯別では、50歳代以上の方が多くなっています。

次に、17ページ目を御覧いただきたいと思います。3番目に多い墜落・転落の起因物別では、階段等が最も多く、次いではしごなどとなっています。年齢帯別では、50歳代以上が多くなっています。

続きまして、18ページ目になります。社会福祉施設におけます休業4日以上之死傷者数のうち、事故の型別では、動作の反動・無理な動作、次いで転倒、更に次いで墜落・転落となっています。動作の反動・無理な動作

の起因物別では、起因物なしが最も多く、7割程度を占めています。年齢帯別では、50歳代以上で半数近くを占めているような状況にあります。

次に、転倒の起因物につきましては、通路が最も多く、次いで起因物なしが多くなっています。年齢帯別では、60歳代以上が半数以上を占めています。

次に、19ページ目を御覧いただきたいと思います。3番目に多い墜落・転落の起因物別では、階段等が最も多く、次いで、はしごととなっています。年齢帯別では、50歳代以上が最も多くなっています。

次に、20ページ目を御覧いただきたいと思います。飲食店におけます休業4日以上之死傷者数につきましては、事故の型別では、転倒が最も多く、次いで高温・低温の物との接触、切れ・こすれが多くなっています。転倒の起因物別としましては、通路が最も多く、次いで作業所等となっています。年齢帯別では、50歳代以上の方が最も多くなっています。

次に、高温・低温の物との接触の起因物別では、その他の装置、設備が最も多く、次いでその他の用具などとなっています。年齢帯別では、20歳代以下の方が多く、経験期間帯別では、3年未満の方が4分の3以上を占めている状況にあります。

次に、最後の21ページ目を御覧いただきたいと思います。3番目に多い切れ・こすれに関しましては、起因物別では、手工具が最も多くなっています。年齢帯別では、20歳代以下が多くなっています。経験期間帯別では、3年未満が4分の3以上を占めています。

続きまして、最後22ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらは、第14次東京労働局労働災害防止計画では触れられていませんが、外国人労働者の労働災害発生状況等となります。外国人労働者の雇用者数が下側にあります。日本の人手不足もありまして、近年では、外国人人材の受入れが拡大している状況もあり、急激に外国人労働者数が増加傾向にあります。それに伴いまして、外国人労働者の労働災害も増加傾向にはありますところ、東京都内におきましては、就業者数の増加よりも労働災害の発生状況の方が少ないような状況になっています。

以上で、安全課の説明を終了させていただきます。

健康課長

健康課長の木村でございます。

続きまして、私から健康分野に関する取組について、資料2-2を用いて御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

早速ですが、2ページ目を御覧いただきたいと思います。健康分野につきましては、14次防のアウトプット指標である四つの分野について取組を進めております。

具体的には、一つ目、メンタルヘルス関係、二つ目、腰痛関係、三つ目、熱中症関係、四つ目、化学物質関係でございます。

一つ目のメンタルヘルス関係でございますが、一番上の箱にアウトプット指標を三つ記載させていただいております。メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合、目標80%以上のところ、今年度の自主点検の結果では91.9%でございました。

二つ目、50人未満の小規模事業場におけるストレスチェックの実施割合、こちら50%以上を目標としているところ、今年度の自主点検では50.3%で目標達成でございました。

そして三つ目、必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合、こちらも目標80%以上のところ、90.6%と目標が達成している状況でございました。

次に、健康分野の二つ目、社会福祉施設におけるノーリフトケアの導入割合を増加させるというものでございますが、昨年45%だったところ、今年度の自主点検の状況では、81.5%と大きく増加している状況でございました。

健康分野三つ目、熱中症関係でございますが、熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し、活用している事業場の割合、こちらは特に熱中症の災害が多い建設業と警備業の2業種について、自主点検又は現場の指導時の調査によって確認しておりますが、建設業では昨年29.2%だったところ、今年度は76.4%と大きく増加しております。同じく警備業につきましても、昨年度52.5%だったところ、今年度は72.5%と大きく増加しております。

最後に健康分野の四つ目、化学物質関係でございますが、一つ目、ラベル表示・安全データシートの義務対象となっていないけれども、その交付

を行っている事業場の割合、こちら目標が80%以上のところ、ラベル表示SDSともに80%を超えている状況でございました。そして二つ目、義務対象ではない物質についてリスクアセスメントを行っている事業場の割合、こちら80%以上を目標としているところ、今年度の点検では68%と、目標をやや下回っておりますが、過去のパーセントよりも上昇しております。そして三つ目、リスクアセスメントの結果に基づく必要な措置でございますが、こちらは目標80%以上のところ、71.3%でございましたが、昨年の取組よりも大きく上昇しているところでございます。

この後、各分野に関する取組について御説明させていただいていますが、おおむね全体としては計画に沿った着実な推進が見られる状況でございます。

3 ページ目を御覧いただきたいと思います。メンタルヘルス関係の取組状況でございますが、まずストレスチェックについては、やるだけで終わらせず、結果を分析して職場環境の改善につなげることがポイントの一つと挙げられます。そのため、自主点検や、監督署による個別指導、講習会などを通じて、集団分析の実施や心の健康づくり計画の策定、またはメンタルヘルス対策全体的に進めていただくための推進体制の整備をお願いしているところでございます。年間約2,400の事業場への個別指導や、集団指導約500回の実施等を行っております。また、取組に当たりましては、産業保健総合支援センターですとか、各地域産業保健センターと連携し、特に小規模事業場の支援を強化しているところでございます。

続きまして、4 ページ目でございますが、こちら、産業保健総合支援センター、いわゆる、産保センター及び地産歩の説明資料となりますが、説明は省略させていただきます。

5 ページ目をおめくりいただきたいと思います。冒頭御説明させていただいた、アウトプット指標の確認をするための自主点検の状況でございます。今年度も約3,500の事業場を対象に、メンタルヘルス対策の状況確認ですとか、関連事項の周知を目的とした自主点検を実施しております。

下の箱が先ほど御説明したアウトプット指標の状況でございますが、3項目全てで目標を達成しておるところでございます。ただし、二つ目の丸

の部分、50人未満の小規模事業場におけるストレスチェックの実施割合ですが、こちらは昨年5月の労働安全衛生法改正によりまして、おおむね令和10年度をめどとして、50人未満の事業場においてもストレスチェックの実施が義務化されることとなっております。現在、実施割合が約50%ですので、今後、さらなる周知啓発が必要なところでございます。

6ページ目を御確認いただきたいと思います。こちらは産業保健フォーラムの資料です。毎年10月に産業保健フォーラムを健康課が開催させていただいておりますが、今年度につきましても、高年齢労働者の健康確保をテーマに基調講演及びメンタルヘルスに関する周知などを行っております。約520名の方に御参加いただきました。

以上が、メンタルヘルス関係の説明になります。

続きまして、7ページ目を御覧いただきたいと思います。こちら、腰痛対策になっております。

腰痛対策につきましては、介護に的を絞りまして、ノーリフトケア、いわゆる抱え込みをしない介助方法を推進することにより、腰痛災害を減らす取組を行っております。

メンタルヘルス対策同様、自主点検により導入状況を確認しておりますが、先ほど御説明させていただきましたとおり、令和7年の点検結果では81.5%と、前年よりも大きく進んでいることが確認されました。具体的な取組内容につきましては、集団指導等を行うほか、その中でリーフレットを活用した事業者への周知等を行っております。

また、先ほど安全課長の説明にもありましたが、介護に関するSAFE協議会を開催し、その中でも周知等の取組を推進しております。

8ページ目を御確認いただきたいと思います。こちら、腰痛災害の発生状況でございます。全業種、そして第三次産業、そして社会福祉施設、それぞれ棒グラフを併記させていただいておりますが、各指標で増加傾向にございます。このうち、社会福祉施設の件数が全体の4分の1を占めている状況でございます。

続きまして、9ページ目でございますが、リーフレット等の説明資料ですが、こちらの説明は省略させていただきます。

続きまして、スライド10、そして11になりますが、TOKYO介護施設SAFE協議会の説明資料となっております。

介護の現場で多い腰痛や転倒災害を防止するために、TOKYO介護施設SAFE協議会を令和4年度に設立しております。今年度につきましては、ノーリフトケアの導入事例ですとか、労働災害の現状、そして福祉用具の体験など、介護現場の具体例を交えた事例紹介ですとか、議論が行われたところでございます。協議会内では取組を横断的に共有し、業界全体の健康安全確保につなげることを目的としております。

11ページ目が、本年度の取組の写真等の資料となっております。介護についての説明は以上でございます。

続いて12ページ目から、熱中症対策について御説明させていただきます。

熱中症対策でございますが、5月から9月までを「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の取組期間といたしまして、集中的な周知等の取組を行ってございます。具体的には、大手建設業者への要請文書の交付ですとか、職場における熱中症対策会議、労働基準部長によるパトロール実施、そしてSNS、YouTube、X等による周知など、多岐にわたる手法で取組を強化してございます。

13ページ目は、要請文書の手交や、労働基準部長によるパトロールの様子を写真等で紹介させていただいております。

そして14ページ目は、周知関係資料でございます。こちら、説明は省略させていただきます。

そして15ページ目をですけれども、こちらは熱中症災害の件数の推移のグラフになっております。令和7年の休業4日以上件の件数、この棒グラフの一番端は令和7年の速報値でございますが、猛暑日の増加等を受けまして、前年の令和6年よりも大幅増となっております。一方、死亡災害、赤の折れ線グラフになりますが、こちらは令和4年以降、年四、五件発生していたところ、令和7年につきましては、現時点の速報値でございますが、まだ確定した死亡災害がないという状況でございます。昨年6月に熱中症の重篤化防止を目的とした改正安全衛生規則が施行されたところでございますが、その効果が一定程度あったものと思われます。

続きまして、16ページ目を御確認いただきたいと思います。建設業におけるアウトプット指標、暑さ指数の把握、活用の状況でございますが、冒頭御説明させていただきましたが、前年の29.2%から大きく伸びて76.4%となっております。改正労働安全衛生規則の周知等も相まって、取組が大きく進んだものと思われまます。

続きまして、17ページ目でございますが、同様に警備業におきましても、アウトプット指標を自主点検により確認しております。一番下の箱にその状況を記載させていただきましたが、警備業におきましても52.5%から72.5%と、大きく改善しているところでございます。今年も暑くなると思われまますが、早い時期から周知等の取組を集中的に行っていきたいと考えております。

以上が、熱中症対策でございます。

続きまして、化学物質関係でございます。18ページ以降でございますが、こちらは実施事項でございますけれども、厚生労働省が作成している業種別・作業別マニュアルを活用いたしまして、講習会ですとか、事業場への指導の中でリスクアセスメント等の普及を図っております。また、中小企業向けの相談窓口ですとか、訪問指導、化学物質管理講習のテキスト、動画の周知も併せて行っております。

19ページ目が関連資料の御案内となります。

そして20ページ目でございますが、こちらは化学物質管理強調月間の様子の写真等でございます。厚生労働省では、昨年度から毎年2月を化学物質管理強調月間と定めまして、特に力を入れて周知等にに取り組んでおるところでございます。東京労働局におきましても、今年1月に先んじて説明会を2回実施したところでございます。

そして、最後21ページ目でございますが、化学物質の取組に関する説明図でございます。令和6年から自律的管理が始まりまして、対象の物質が増え、今年4月、令和8年4月から約2,900の物質が義務対象となります。化学物質関係のアウトプット指標につきましては、冒頭御説明させていただきましたが、一部進んでいるところもあれば、まだ進んでいない部分もございました。この辺りを踏まえまして、また引き続き取組を強化してま

いりたいと思います。

以上、14次防の健康分野における取組について御説明させていただきました。私からは以上でございます。

坂爪部会長 御説明、ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

金子委員、お願いいたします。

金子委員 連合東京の金子です。御説明、ありがとうございました。

資料の内容は全てが重要だと思っておりますが、特に熱中症につきまして、おっしゃる通り、今年も昨年以上に暑い夏がやってくると思いますので、資料のデータから見ても、現場の意識が高まってきており、結果的に数値にも表れている形だと思います。ぜひ、予防対策のパトロールなども含め、怪我や事故につながらないように、現場で働く皆さんの意識を向上させる施策や、働き方についても取り組みを続けていただきたいと思いますので発言をさせていただきました。よろしくお願いします。

健康課長 どうもありがとうございます。熱中症につきましては、今、厚生労働本省のほうでも新しいガイドラインの策定を含めて、いろいろ話が進められているところでございますが、東京労働局といたしましても、災害分析等を含めて、より強力な取組を行っていきたいと考えております。

坂爪部会長 ありがとうございます。

続きまして、ほかの委員。砂川委員、お願いいたします。

砂川委員 砂川です。よろしくお願いします。

熱中症のところで、私、業界が建設ですので、非常に重要視をして取り組んでいるところですが、対策はもちろん取っていかなくてははいけないし、それが災害防止につながりますけれども、どんなに対策を取っても、この気温ではもう屋外での仕事はできないというような状況になってきているというふうに感じていますし、国土交通省のほうでも直轄土木工事の夏季休工を新年度から本格的に稼働させていくというような状況がある中で、仕事のできない期間が絶対に発生してくる。これは建設だけではなくて、屋外ですとか、空調設備のない産業であれば、同様の状況になると

思うんですけれども、その際のやはり賃金保証ですとか、中小企業の売上げを保証するような制度が全く、検討されているのかもしれないですが、表には国交省からも厚労省からも出てきていないというような状況の中で、どうやって現場で働く人たちは対策を取りながら生活を維持していくのかというところは、本当に答えのない議論をしているところですので。そういった保障があって、安心して仕事を休んだり、労働者を休ませたりすることができるということが、非常にこの熱中症対策のところで重要だというふうに考えていますので、そういったところも含めて検討が必要だなというふうに思います。

今、雇用調整助成金等でも天候による休業は対象外というふうになっておりますし、特段の状況というところに、この夏季の期間を含めるだとか、そういった具体的な対応をぜひやっていていただきたいなと思っております。

あと、もう1点、これは厚労省かなと思うんですけれども、つまり一番最後の例えば化学物質管理のところのチラシですとか、厚労省が作成をしたりするんですけれども、恐らくこういったものは、各労働局さんのほうに厚労省から発文がされて、労働局さんが地域に広めていくというような流れなのかなと思うんですけれども、なかなかストレートに入手ができないというふうに感じています。ホームページ等で検索しても、なかなか出てこない。今回も厚生労働省のほうに問合せをして、入手をしたりとかしましたけれども、せっかくなつくっているのに、それが労働者の手元や事業者の手元に届いていないというところは、非常にもったいないなと思いますので、ぜひこういった情報発信を受け取りやすい環境をつくっていただきたいなというふうに思っています。以上です。

健康課長

どうもありがとうございます。最後の情報入手の部分につきましては、例えば資料にURLが書かれていても、そのとおりに入力しても、よく目的のところにたどり着かないという意見等、いろいろ御意見をいただいているところでございます。最近では、二次元コード、QRコードと呼ばれるものを説明書に付記するようにしまして、そこにアクセスしていただければ、すぐに資料にたどり着けるような工夫などもしておりますが、ただいま

ただいた意見も踏まえまして、周知・広報等に努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

坂爪部会長

はい、ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

はい、佐藤委員、お願いします。

佐藤委員

東京商工会議所、佐藤でございます。御説明、ありがとうございました。

まず1点目の安全衛生の部分でございますが、こちらでも重点業種になっております、いわゆる現場人材を抱える業種につきましても、私どもが調査、ヒアリングをいたしましても、従業員の高齢化が年々進んでいるという現状でございます。そもそも若い人が新卒で採用できない、中途採用でも厳しいというのが現状ではないかと思えます。

その中で、今回業種別の休業4日以上死傷者数の中で、商業がかなり高い割合となっております。商業に限った話ではございませんが、特に個人経営の商店等になりますと、店主の方がいらして、あとはパートの方で回しているようなお店も多いかと思えます。

商業に限らず小規模事業者においては、いわゆる専任の人事担当がいなというケースが非常に多く見られます。業種ごとの分析・取組をされておりますけれども、ぜひ企業の規模にもフォーカスをしていただき、規模に応じた必要な支援・課題等につきましても、認識を深めていくことが必要ではないかと存じます。

もう1点、後段の健康、特にストレスチェックについて申し上げます。ただいま御説明もありましたけれども、労働安全衛生法の改正に伴い、50人未満の小規模事業場において、ストレスチェックが義務化されました。その点を踏まえますと、2027年時点で実施割合50%という数値が、果たして十分なのかというのは、少々疑問が残るところでございます。この実施割合、また、そもそも制度の認知度についても、特に小規模事業者の方、まだまだ義務化について御存じない部分も多いと思えます。

先日、厚労省のほうで、小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアルが公開されました。こちらは昨年、労使・有識者の皆さんで議論されて、非常に体系的なマニュアルができたのかなと考えております。ぜひ、こちらのマニュアルにつきましても、周知徹底をいただきながら、小

規模事業者におけるストレスチェックへの理解、また実施の割合を高めていただければと思います。以上でございます。

坂爪部会長 はい、ありがとうございます。そうしましたら安全、健康の順番でお願いいたします。

安全課長 1点目にお話のありました、割と小さい企業だとなかなか安全衛生の担当の方がいないとか、そういった問題もありまして、確におっしゃるとおり、やはり大企業ですと安全衛生の担当の方がいるかと思えますけれど、やはり規模が小さいところにはなかなか安全衛生の担当者がいなくて対策が進まないような面もあると考えています。

そういったところも受けまして、当局で開催していますSAFE協議会の中で、大企業が取り組んでいるものを、できるだけ中小企業とかにも水平展開できるような方策を考えていますので、改善等も検討しながら進めていきたいと考えています。

健康課長 ストレスチェックの関係について、御説明させていただきます。

小規模事業場50%については、もともと14次防のアウトプット指標設定時に、50%を目標とされていたのですが、その間、法改正がございまして、やはりこのままではよろしくないと思いますので、実施率を高めるために、より強力な周知等が必要と考えてございます。

そして認知度の部分につきましても、やはりまだ小規模事業場には必要な情報が届いていない部分があるかと思えます。労働局といたしましても、より中小零細の事業場の皆様にも届くような工夫をしながら、次度以降、周知等を行っていきたいと考えております。その際には、今お話しいただきましたマニュアル、厚生労働省が作りしましたマニュアルを用いて周知を行ってまいりたいと思います。

あとは、ストレスチェックを実施した際に、高ストレス者の方が出ると思いますが、その方が面接を受けるときの受入窓口として、いわゆる地産保が想定されておりますけれども、その辺りも含めて周知等、徹底してまいりたいと考えております。御意見をどうもありがとうございました。

坂爪部会長 はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

藤波委員、お願いします。

藤波委員

藤波です。御説明、ありがとうございます。

私のほうから、ちょっと資料を拝見して幾つか気になった点ということで、ちょっと3点ほど、すみません。

これまでのそれぞれの御発言ともちょっと重複する箇所もあるかもしれないのですが、1点目なんですけれども、まず先ほどもお話がありましたように60歳以降というか、高齢者の方のいろいろな災害が多いという一方で、入職の経験年数別で見たときに、やっぱり1年以内のというところが全体を通して多いかなというふうに思ったんですけれども、この辺り、高齢者が職場で増えてきているという中で、どうしても人数ベースで見ると、シニアの方の割合が増えるというのはある一方で、入職経験が短い人たちというのは、当然なかなかまだその経験が浅いというところで、災害につながりやすいという構造上の問題はあると思うんですけれども、何か今後、そこに重点的な対策を打っていかないと、全体的ないろいろな数値というのは下がっていかないかなと思うので、その辺りどういうところをポイントとして見ておられるのかというのを差し支えなければ教えていただきたいというのが1点です。

2点目に関しては、今回の計画の中に入っていないというようなお話でしたけれども、22ページにあるような外国人労働者の件ですが、こちらもやっぱり今後御説明にもあったように、今も増えてきていますけれども、ますます多分増えるという中で、比較的死傷者数の増加の割合というのは、相対的に見るとちょっと高いのかなというふうに思っていて、ここも経験の問題とか、いろいろな問題があると思うんですけれども、何か今後対策なり、何か考えていらっしゃるようなこととか、検討されていることがあればお伺いしたいというのが2点目です。

3点目に関しては、リーフレットとか、動画とか、様々周知をいろいろな方法でされていて、先ほどもいろいろ難しいところもあるようなお話があったんですけれども、逆に非常に効果があって反響もよかったみたいなのがかったものがあれば教えていただきたいというふうに思いました。すみません。長くなりましたが、以上です。

坂爪部会長

はい、ありがとうございます。では、お願いします。

安全課長

1点目の安全の高年齢労働者の労働災害につきまして、アウトプット指標の中でも、転倒、高年齢者に関するものは、指標の値を満たしていない状況で、対応が必要だと考えています。

特に高年齢者は転倒が多く、令和7年の速報値でも、転倒の74%くらいは、50歳代以上が占めている状況もありますので、対策は必要だと考えています。

具体的には、例えばアウトカム指標の中で、なぜ転倒対策、高年齢者対策に取り組んでいないのかの理由では、取組方法が分からないとか、高年齢者を雇用する予定がないといった理由もありますので、前者につきましては、例えば自治体が公表している取り組みやすい体操とか、本省ではSAFEアワードといった表彰制度がありまして、その事例をピックアップし、それを紹介するとか、そういったところも進めていけば、多少は中小企業とかにも広がっていくのではないかと考えています。

また、未熟練労働者に関しましては、製造業で機械等を扱う者ですとか、建設業で工具を扱う者に多いというような実態がありますので、本省では未熟練労働者に関する教育マニュアルとかを作成していますので、エッセンス版のリーフレットを作成するとか、雇入時の教育の徹底ですとかで、改善を図っていきたいと考えています。

次に、2点目の外国人労働者に関するものになりまして、本日配付予定だったリーフレットが付いていなくて申し訳ないのですが、外国人労働者の休業4日以上死傷者数の4分の3は経験年数が3年未満といった実態がありまして、基本的には製造業とか、建設業が多いような状況になりますので、そういった方々に対しましても、先ほど申し上げました未熟練労働者に対する教育などの徹底と併せて、改善を図っていきたいと考えています。

最後の3点目の特に反響のよかった動画というのは、なかなか難しいところですが、何かありますか。

健康課長

動画ではない部分での御説明になりますけれども、一つの効果的な例といたしましては、以前は労働局の周知につきましては、ホームページに掲載することをメインで行っていたところでございますけれども、最近はホ

ホームページに掲載されたものは、基本的には公式Xにも掲載させていただいております。

一つの例になりますけれども、今年1月に行った化学物質の説明会について、最初にホームページに載せたときには、まだ反響はなかったのですが、公式Xに載せてから速やかに応募がありまして、すぐに定員がいっぱいになってしまったというような例がございました。最近はパソコンで内容を見るというよりも、スマホで情報を確認される方が多いと思いますので、その辺りを意識した周知広報等に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

坂爪部会長

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

はい、お願いします。

砂川委員

すみません。ちょっと1点、お伺いします。不勉強で申し訳ないんですが、化学物質管理の様々な資料が今日も紹介をさせていただいているんですけれども、化学物質を起因とした労働災害で、遅発性のものって非常に多い、遅発性、数年かけて、数年後という影響が出るというようなもので、まだ医学的知見が出ていないものも含めると、かなり多いのではないかなど。長年使用してきたことによって、引き起こされる傷病ですとか、多いと思うんですけれども、チラシ等だと分かりやすく、その場で薬剤を吸ったことによって具合が悪くなったというような事例が比較的多く紹介されているんですけれども、そういった遅発性のものもあるんだというようなことも含めて、学習、講習会等では周知がされていらっしゃるのかなというのをちょっとお伺いしたいと思います。

健康課長

御質問をいただきありがとうございます。今、現状で行っている説明会につきましては、どちらかというと第三次産業、ふだんあまり化学物質を使っているという意識をもしかしたら持っていられないような業種の皆様を対象としたところに力を入れておりまして、そうなっていきますと、どちらかというと、遅発性のものではなくて、比較的速やかに反応が出てしまうようなものが多いものとなっております。

ただ、今いただきました御意見を踏まえまして、今後、説明会等いろいろ検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

坂爪部会長

はい、ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

そうしましたら、私のほうから3点教えてください。

一つ目が転倒対策のところですか。4ページ目を見ると、アウトプット指標の中で達成が一番難しい状況にあると読めます。同時に、転倒の実数としては、高齢化もあり今後増えていると予想されます。その状況を踏まえて、どのような対策を考えていらっしゃるのかというのが一つ目です。

二つ目は、健康管理の自主点検のところなんですが、3,500事業所というのが、そもそもどれぐらいの割合なのか、対象というのは10人以上とした時に、そもそも東京にどれぐらいの事業所か教えてください。あとは、アンケートの回収率も教えてくださいというのが二つ目です。

最後のところは、意見になります。先ほど周知という御意見が委員の皆様から出ていたときに、例えば健康のほうの19ページのところに、リーフレットがある。これをスマホで見ると、スマホではQRコードが読めないという問題になって、ここから次にどうやって飛ぶだろうと、いつも思うことがあるんですね。見やすさといった点では検討の余地があるのかなと思いました。

もう一つは、外国人労働者の話の安全に関する理解促進について動画やSNSの作成・利用等についてサポートできることがあるように思います。以上です。

安全課長

1点目の転倒に関してですけれども、こちらは自主点検の中で、ハード・ソフトの両面となっていて、ハードの対策、段差の解消とかに取り組む企業は7割くらいあるような状況になっていますところ、ソフト面の対策、健康づくりとかが低調な状況がありまして、現段階では周知が最も考えられますけれども、令和7年に労働安全衛生法の改正がありまして、その中で、高年齢労働者の労働災害防止対策の措置の努力義務化、併せて指針が公表されていまして、それに基づく指導の徹底が1つの手としてあると考えています。

健康課長

続きまして、健康分野について御説明させていただきます。

まず、点検の母数についてですけれども、こちらについては、具体的に

メンタルヘルスの部分で3,500を対象と御説明させていただいたと思いますが、具体的な母数は把握できておりません。メンタルヘルスにつきましては、東京労働局管内に18ある各監督署の一つに対象が固まらないようにばらつきを持たせながら、あとは業種・規模等を勘案して3,500を選んで行いました。

その中で、回収率でございますけれども、今年度の取組につきましては、有効回答率が29.2%でございました。その前の年、令和6年度のときには20%でございました。今年度につきましては、前年度よりも回答率が上がったところでございますが、もっと回答率を上げるような工夫をしてみたいと考えております。

続きまして、周知の関係でございます。スマホではQRコードが読めないというところでございますが、私も今お話をお聞きして、確かにそうだと思います。その辺りも踏まえまして、今後よりよい周知広報ができるように努めてまいりたいと思います。はい、ありがとうございます。

坂爪部会長

はい、ありがとうございます。

29%というのは、すばらしい数値だと思いますが、一方でどれぐらいカバーしているのか。カバーはしている、やっているところが自信を持って回答してくるということもあるので、その辺り、御検討いただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

根本委員

今日は発言を控えようかと思っておりましたが、今の転倒対策のお話など、いろいろ出ていますので一言申し上げます。たくさんのデータをお示しいただいていますが、年齢階層別に関係があるのか、ないのか。このデータの解析がないので、相関は見えても因果が見えないという状況になっていないかという懸念を持ちました。

その際に、私どもは、行動科学、動作分析の手法を用います。通路というお話もございましたけれども、では通路の材質は何ですか、履いていた靴は何ですか、そのときの健康状態はどうでしたか、歩き方はどうでしたか等々、いろいろなことを併せて分析しないと、因果になりません。そこがないと、次の対策になかなか移れないのではないかという感想を一つ持

しました。

それから、出た御意見の中でちょっと気になったところだけ、感想を申し上げさせていただきます。化学物質のところのお話ですが、たくさんの物質がございます。現状、様々気をつけなければいけない物質については、様々な形で周知がなされているものだというふうに思っていますが、一部科学的知見がない部分についてのお話もございました。ちょっと懸念するのは、知見のない部分を行政がどこまで注意せよというふうに言うかというところですね。今はSNS等がありまして、厚生労働省のほうで、幾ら何でもと言っているものまでがネット上にあふれ、うわさというか、ルーマーというか、そうしたものが拡散して、問題をかえって引き起こしているものもあるのではないかと。あまり多くエビデンスのないものについて広めるということについては懸念を持ちます。もちろん、後世にエビデンスが出るということの可能性について否定はしませんが、エビデンスがない現時点で周知することのリスクと、周知しないことによるリスクとの比較考量が必要だろうというふうに思っております。ネット時代であるが故の問題点かなというふうに感じました。

最後は、QRコードを読めない問題というのは、実は一部のスマホでは読めるようになっていたりします。お持ちのスマホの性能によりますというような世界があったりしますので、それを管理するには、恐らくPDFファイルの下に行に、このURLを読んでもくださいという1行を付け加えていただくような作業をお願いすることになるのではないのでしょうか。この辺りは技術の進歩が解決してくれるお話かなという感想を持ちました。

坂爪部会長

はい、ありがとうございます。では、お願いします。

安全課長

1点目の転倒に関しまして、なかなか転んだ床の材質とかそこまでの把握はなかなか難しい面もあるとは考えていますところ、令和7年に労働者死傷病報告の様式が改正されまして、どのような場所で、どのような作業をしているときに労働災害に遭ったかとかを事業者の方々に記載いただくようになりましたので、それも確かめながら、より詳細な分析を進めていきたいと考えています。

健康課長

健康課でございますが、化学物質対策、そしてQRコードの読み方、大変

参考にさせていただくに十分な情報でございました。どうもありがとうございました。

坂爪部会長

それでは、よろしいでしょうか、皆様。

ほかに御意見や御質問がございませんようでしたら、こちらにて終了とさせていただきます。

ほかに御意見、御質問がある方は、部会終了後、事務局のほうにお知らせください。事務局におかれましては、各委員から出された御意見を踏まえ、第14次労働災害防止計画の目標達成に向けて、さらなる取組を推進するようお願いいたします。

本日の議題は、以上でございます。

次回の開催について、事務局から御説明をお願いいたします。

監督課長

次回の労働災害防止部会について御案内させていただきます。

資料の一番最後に参考資料4を配付しておりますので、御覧いただければと思います。

委員の皆様には、あらかじめ御了解いただいておりますが、労働災害防止計画が5年の計画であるということから、この部会につきましては、計画の終期が近づき、次期の案を御報告申し上げるときと、計画の中間地点におきまして、それぞれ開催をすることとさせていただいております。このため、今回は令和10年2月、または3月頃の開催を予定しております。

なお、労働災害防止部会を開催しない年度につきましては、例年12月頃に開催をしております本審におきまして、労働災害に関する最新の情報を盛り込んだ資料を配付しております。こちらの資料を委員の皆様にご提供させていただきますので、御質問、御意見がある場合は、事務局まで御連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

坂爪部会長

はい、ありがとうございます。次回の部会は、委員の改選後となりますので、事務局から各委員宛てに開催通知を行うこととします。御了解ください。

それでは、以上をもちまして、第13期第1回労働災害防止部会を終了いたします。皆様お忙しい中、御参加いただきましてありがとうございました。